

51 8 (1) について

アメリカ合衆国の実情について、甲第28号証及び甲第34号証に原告主張と同旨の記載があることは認めるが、その内容の正否については不知。

とりわけ、甲第34号証については、その元となったホームページにおいて、現在、「中立的な観点に基づく疑問が提出されているか、あるいは議論中です。そのため、偏った観点によって記事が構成されている可能性があります。」旨の注意書きが付されていることから明らかなとおり、記載内容の信用性については疑義があるといわざるを得ない(乙第2号証)。

また、甲第25号証73ページによれば、申立人らが主張するデータベースへの登録義務、使用禁止周波数・使用禁止地域などの措置等については、アクセス系、すなわち屋外において利用するPLCに対しての規制であるとされている。したがって、屋内で利用する本件PLCと比較することは失当である。

52 8 (2) について

ヨーロッパの実情について、甲第34号証に原告主張と同旨の記載があることは認めるが、その内容の正否については不知。

甲第34号証については、上記51で述べたとおり、記載内容の信用性には疑義があるといわざるを得ない。

なお、甲第25号証(73ページ以下)によれば、欧州においては、CISPR 22に準拠して策定されたEN規格に適合していれば、EMC指令に適合していると見なされる、すなわちCISPR 22規格を満たしていれば、PLCを使用することができるとされている。

53 8 (3) について

不知。申立人らの主張を根拠づける証拠を提出されたい。

54 9 について

争う。

55 第6 について

申立人らの主張する教示は行っていない。

第3 本件PLCに関する型式指定の適法性について

1 はじめに

総務大臣が行った、異議申立書第2記載の型式指定①ないし②については、いずれも適法である。

本件PLCは、屋内に敷設された電力線を利用して、高速の情報伝送を可能にするもので、導入の期待が高かったものである。そこで、本件PLCは従来より、漏

えい電界強度低減技術の開発者に限り実験目的での運用は認められており、設置許可処分が行われていたところ、電波法施行規則等所要の規則の改正により、運用者及び目的を限定せずに運用することができるようになったものであり、その改正の経緯は、後記4で述べるとおりである。

すなわち、この改正は、本件P L Cの実験目的以外での一般的な導入を可能にしたものであるところ、本件P L Cの通信状態における伝導妨害波の許容値は、漏えいする電波の強度が離隔距離において周囲雑音レベル程度以下となるように設定されたものであるから、申立人らに重大な電波妨害が生ずるおそれはない。

## 2 電波法における電力線搬送通信に関する規定について

電波法（昭和25年法律第131号）は、電力線搬送設備を、高周波利用設備（同法第100条第1項）の一つとして規定している。

高周波利用設備は、本来電波を空間に発射することを目的とするものではないが、高周波電流を使用するため、ともすると漏えいする電波が空間に輻射され、その漏えい電波が無線通信を妨害するおそれがあるものである。かかる観点から、電波法は、高周波利用設備を規制の対象としており、それを設置するに当たっては、事前の設置許可又は型式指定を必要としている。

他方、電力線搬送通信に関し、電波法第100条第1項は、電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない旨規定する一方で、ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備については、例外として同条の許可を要しないこととしている。これを受けて、省令である電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「施行規則」という。）第44条第1項第1号（1）は、定格電圧100ボルト又は200ボルト及び定格周波数50ヘルツ又は60ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであって、その型式について総務大臣の指定を受けた電力線搬送通信設備については、許可を要しないと規定し、これを受けて、同条2項2号は、総務大臣が指定する際の区分のひとつとして、屋内において2メガヘルツから30メガヘルツの周波数の搬送波により通信を行う電力線搬送通信設備（以下「P L C設備」という。）を規定している。

そして、このP L C設備の型式の指定を受けようとする者は、申請書に接続図、外観図、搬送波の周波数、伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度等を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならず（施行規則第46条第1項第5号）、総務大臣は、P L C設備の型式の指定の申請があった場合において、その型式が施行規則第46条の2第1項第5号に規定する搬送波の周波数の範囲、伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度等の条件に適合していると認めるときは、型式の指定を行うこととされている（施行規則第46条の2第1項）。

## 3 電波法の要請と総務省令への委任について

### （1） 電波法第100条第1項の許可の対象外となるP L C設備の範囲について

#### ア 電波法における総務省令への委任

電波法第100条第1項は、許可の適用対象外とする通信設備として、ケーブ

ル通信設備、平衡二線式裸線搬送設備を規定しているところ、これら二者は、当該設備からの漏えい電波が弱く、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が低いものとして例示されているものである。したがって、「その他総務省令で定める通信設備」についても、これらと同様、その漏えい電波が弱く、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が低いものであることが要請されているものと考えられる。そして、そのような通信設備は多種多様なものが想定される場所であり、また技術の進歩や時代の変遷により多様に変化するものと考えられることから、電波法第100条第1項は、許可の適用対象外とする設備の範囲について、行政の専門的な判断に委ね、広く総務大臣に委任している。

#### イ 総務省令における規定

上述の電波法の委任を受け、施行規則第44条は、電波法第100条第1項の許可の適用対象外とする通信設備を規定しており、その型式について総務大臣の指定を受けた電力線搬送通信設備等については、許可を要しないとしている。

すなわち、単に、電波法第100条第1項の規定する「その他総務省令で定める通信設備」に該当するか否かの基準を規定し、当該基準に該当すれば一律に無制限の設置を許容するのではなく、本件PLCを含む一定の電力線搬送通信設備については、その型式について総務大臣の指定を受けたものに限り、その設置に許可を不要とすることによって、電波法が、高周波利用設備を規制の対象にした趣旨目的を逸脱することのないよう十分に配慮した規定となっている。

#### ウ 型式指定の技術的条件の内容

上記総務大臣の指定の基準については、施行規則の他の条文に詳細に規定することによって、電波法第100条第1項の規定する「その他総務省令で定める通信設備」の意味内容をより具体化している

すなわち、施行規則第46条の2第1項第5号は、PLC設備の型式指定に係る技術的条件を規定しており、総務大臣は、申請のあったPLC設備が当該条件に適合しているものと認めるときは、型式の指定を行うこととしている。

#### (2) 施行規則の一部を改正する省令（平成18年総務省令第119号、乙第3号証）

PLC設備を自由に利用させることとすると、漏えいする電波が空間に輻射され、無線通信を妨害するおそれがある。しかしながら、設計上一定の条件を満たすものについては、当該設備から発する漏えい電波が一定以下に抑えられることが見込まれ、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が低いことから、これを型式として指定して許可を不要のものとしているものである。総務大臣は、上記省令改正（以下、「本件省令改正」という。）において、型式指定の対象の追加及び条件等について、施行規則に次のとおり規定した。

(1) 同規則第44条第2項第2号において、電力線搬送通信設備の型式指定の区分に、PLC設備を追加した。

(2) 同規則第46条第1項第5号において、PLC設備に係る型式指定の申請書に記載する事項を追加した。

(3) 同規則第46条の2第1項第5号において、PLC設備に係る型式の指定の条件を追加するとともに、測定法については総務大臣が別に告示することとした。

(4) 同規則第46条の3第1項第4号において、PLC設備に係る指定の変更の承認に係る事項を追加した。

(3) 施行規則の一部を改正する省令等で規定した型式指定の条件の妥当性

施行規則の一部を改正する省令等で規定した型式指定の条件は、情報通信審議会の一部答申(乙第4号証)に示された次の考え方に沿って定めたものであり、広帯域電力線搬送通信設備から漏えいする電波の強度が、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が低くなるように設定されているため、その条件は妥当であり、申立人らに重大な電波妨害が生じるおそれはないというべきである。

なお、型式指定の条件の妥当性の詳細については、追って主張する。

#### ア 対象設備

次の条件を満足する広帯域電力線搬送通信設備に適用する。

① 定格電圧100V又は200V及び定格周波数50Hz又は60Hzの単相交流を通じる電力線を信号伝送用に用いる広帯域電力線搬送通信設備で、屋内でのみ使用するもの。ただし、受信のみを目的とするものを除く。

② 搬送波の周波数が、2MHzから30MHzまでの範囲。

#### イ 電磁妨害波の許容値設定の基本方針

① 非通信時の許容値は、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする。

② 通信時における利用周波数帯(2MHz～30MHz)の許容値は、広帯域電力線搬送通信設備から漏えいする電波の強度が離隔距離において周囲雑音レベル程度以下となるようにする。

③ 通信時の非利用周波数帯(150kHz～2MHz、30MHz～1000MHz)の許容値は、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする。

#### ウ 電磁妨害波の測定法設定の基本方針

① 一般の電子機器と同様の測定法を適用する。すなわち、広帯域電力線搬送通信設備のきょう体又は同装置が内蔵される電気・電子機器の寸法が波長より十分小さくなる30MHz以下では、漏えい電磁妨害波の発生源は主として屋内の電力線であり、したがって、これを流れる妨害波電流等をきょう体近傍で測定する。これより高い周波数帯では、電磁妨害波がきょう体及びその近傍の電力線から直接放射されるため、これを測定する。

② 通信時の測定では、最大通信速度の状態で行う。

(4) 本件省令改正後の施行規則は、電波法の委任の範囲内にあり、かつ、その規定は合理的であることについて

電波法第101条において準用する同法第82条第1項においては、同法第100条の許可が不要とされた高周波利用設備を運用していたとしても、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その障害を除去するために必要な措置を講じなければならないという規定を設け、両設備の共存を図ってい

る。そもそも、すべての状況で他の無線設備の機能に絶対に継続的かつ重大な障害を与えることがないような型式指定の条件を策定しようとする、大部分の事例に対しては過剰な規制となってしまう不合理な事態が生じ得ることとなる。

本件省令改正により規定した型式指定の条件についても、右の考え方を踏襲しており、PLC設備と他の無線設備とが共存するための条件として、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が低いと考えられる水準を許容値として指定の条件を定めたものである。具体的な条件については、有識者により構成される「高速電力線搬送通信に関する研究会」で議論した上で、情報通信審議会情報通信技術分科会にも諮問を行い、意見公募を踏まえた上で慎重に定められたものである（乙第4号証、乙第5号証、第6号証及び第7号証）。

さらに、継続的かつ重大な障害を与えてしまった場合の措置としては既存の電波法の規定（同法第101条において準用する同法第82条第1項）を適用することとしている。

そうすると、本件省令改正後の施行規則は、同法第100条第1項に委任の範囲内にあり、かつ、合理的な規定であると解される。

そこで、以下、本件省令改正等までの経緯及び同改正による本件PLCの型式の指定基準によると、漏えいする電波の強度が周囲雑音レベル以下と考えられることなどについて、詳述する。

#### 4 本件省令改正等までの経緯

##### (1) 政府全体の基本方針

政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）は、平成13年3月29日、e-Japan重点計画において、「電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大（2MHz～30MHzを追加）について、放送その他の無線業務への影響について調査を行い、その帯域の利用の可能性について検討し、2002年度までに結論を得る。」と決定した（乙第8号証14ページ）。

また、同本部は、平成15年7月2日、e-Japan戦略IIにおいて、「家庭内の電力線の高速通信への活用は、他の無線通信や既存の放送等に影響を与える恐れがあるものの、サービス提供基盤整備費用低減、使いやすいシステムの実現、家庭内における高度なIT活用・普及等に極めて効果大きい。従って、研究開発の推進やその結果の公開等を通じて実用上の問題がないことが確保されたものについて活用を推進する。」（乙第9号証12ページ）、「高速電力線ネットワークの利用に向けた研究開発を推進し、他の無線通信や既存の放送等に与える影響を、実用上回避できることが確保されたものについて規制緩和を行う。」（乙第9号証26ページ）、「宅内での無線と電力線のネットワーク環境の実現が可能となるよう、有効な微電力電波環境に関する先端的かつ実証的な研究開発を推進する。」と決定した（乙第9号証28ページ）。

同本部は、さらに、平成15年8月8日、e-Japan重点計画-2003において、「無線通信や放送等への影響について実用上の問題の有無をできるだけ早期に検証するため、2003年度中に電力線搬送通信に係る線路や設

備等の条件について検討し、その結果を踏まえ、無線通信に影響を与えない方法で漏洩電波低減技術に関する実験を実施できるよう措置する。また、実験結果の公開や研究開発等を通じて実用上問題がないことが確保されたものについて、活用方策を検討する」旨決定（乙第10号証19～20ページ）、次いで平成16年6月15日、e-Japan重点計画－2004に平成16年1月26日付けの関係法令改正によって電力線搬送通信設備に係る漏洩電波低減技術に関する実験を実施できるように措置されたことを記載した上で（乙第11号証 資料編「1. これまでの主な成果」2ページ）、「2004年度以降も引き続き漏洩電波低減技術に関する実験の実施を促進する。また、実験結果の公開や研究開発等を通じて実用上の問題がないことが確保されたものについて、活用を推進する、」と決定した（乙第11号証62ページ）。

そして、同本部は、平成17年2月24日に決定したIT政策パッケージ－2005では、「電力線搬送通信設備からの漏洩電波が無線通信や放送等へ及ぼす影響について、漏洩電波低減技術に関する実験の実施を促進するとともに、実用上の問題の有無を2005年中に明らかにできるよう、関係者を交えた技術的な検討を進める。」とし（乙第12号証14ページ）、平成18年1月19日に決定したIT新改革戦略では、「全国でブロードバンド・サービスを利用可能とするために、…PLCのような新たな電波利用システム等の実現を図る」とし（乙第13号証30ページ）、平成18年7月26日に決定した重点計画－2006では、「家庭内の電力線を用いた各部屋のコンセントからの高速通信を実現するため、高速電力線搬送通信設備に係る許容値および測定法に関する情報通信審議会での審議を経て、2006年度に電力線搬送通信に使用する周波数を拡大（2MHz～30MHzの追加）するための技術基準の策定等の制度整備を行う。」とした（乙第14号証58ページ）。

## (2) (社)日本経済団体連合会からの規制改革要望

(社)日本経済団体連合会は、平成14年10月15日、政府に対し、2002年度日本経団連規制改革要望として、「電力線搬送通信の高度化のための環境整備」を提出した。この中で、「電力線搬送波高速通信を可能とするための有力な手段である。欧米では、既の実証実験や試験サービスが実施されており、一部商用サービスを開始した国もあることから、わが国産業の国際競争力を維持・強化するためにも実証実験を継続し、まずは電力線からの漏洩電波の影響が少ないと考えられる宅内系の実用化を目指すべきである。」とした上で、「使用周波数の拡大によって、当面、宅内系電力線搬送通信を可能とするため、継続的に実証実験が行えるような環境を整備する。」旨要望した。（乙第15号証）

また、同連合会は、平成16年11月16日、政府に対し、2004年度日本経団連規制改革要望として、「2MHzから30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、関係法令の早期改正」を提出した。この中で、「経済社会活動の様々な分野において情報通信技術を最大限に活用し、わが国産業の競争力強化および国民生活の質的向上を実現するため、さらなる

改革を推進する必要がある。具体的には、…高速電力線搬送通信の商用化…などに取り組む必要がある。」、「家庭内の電力線の高速度通信への活用は、既存のインフラである屋内電線を利用することから、新たな通信線を敷設する必要がなく、家庭内の各コンセントからのブロードバンドアクセスが可能となるなど、国家的課題である国民への早期のブロードバンド普及に大きく貢献することが期待される。また、その利便性から、高速電力線通信に対する国民の期待も高まってきている。高速電力線通信は早期のブロードバンド環境の実現や、デジタルデバイドの解消にも大きく貢献可能であり、実用化に向けての早期の法整備は国民的課題である。」とした上で、「2MHzから30MHzまでの周波数帯を用いる高速電力線搬送通信の商用化を早期に認めるべきである。」旨要望した。(乙第16号証)

さらに、同連合会は、平成17年6月21日、政府に対し、2005年度日本経団連規制改革要望として、「高速電力線搬送通信の早期実用化」を提出した。この中で、「政府のe-Japan戦略の下、世界最先端のIT国家を目指し、高度な情報通信ネットワークの構築と広くITの利活用の促進が図られるよう、法制度面でのさらなる環境整備を進める必要がある。そのためには、広く経済社会への波及効果が見込まれる、高速電力線搬送通信…など最先端技術の早期実用化…を進める必要がある」、「高速電力線搬送通信は容易にブロードバンド環境を実現するものであり、国家的課題である早期のブロードバンドの普及、デジタルデバイドの解消に大きく貢献することが期待されており、その早期実用化は国家的課題である。」とした上で、「2MHz～30MHzの高周波数帯を用いる高速電力線搬送通信の実用化を早期に認めるべきである。」旨要望した。(乙第17号証)

(3) 高速電力線搬送通信に関する研究会報告書(乙第5号証)

総務大臣は、平成17年1月31日から「高速電力線搬送通信に関する研究会」を開催し、漏えい電波低減技術の確認、無線利用との共存可能性・共存条件の検討等を行った。本研究会には、アマチュア無線の振興をその目的としアマチュア無線愛好者により構成される社団法人日本アマチュア無線連盟からの構成員も含まれていた(乙第5号証の参-6ページ)。この研究会は、12回開催され(同7ページ)、その間には、研究会の検討結果案である「高速電力線搬送通信と無線通信の共存について(案)」に対する意見公募を平成17年10月21日から11月21日までの間行い、提出された意見を踏まえ、同年12月22日に「高速電力線搬送通信に関する研究会報告書」(乙第5号証)を取りまとめた。この報告書においては、「建築物内に敷設された電力線を利用して通信を行う電力線搬送通信を行うための機器(PLC機器)が発生するコモンモード電流(引用者注・伝導妨害波の電流に相当)は、周波数2MHzから30MHzまでの範囲において、…30dB $\mu$ A(準尖頭値)以下であること」とした(乙第5号証60ページ)。そして、この「電流許容値は、国際規格CISPR22に定められている許容値に等しく、…パーソナルコンピュータ等の情報技術装置から漏えいする妨害波と同程度に制限するもので、十分

妥当なものと考えられる」とし、「また、上記の測定法は、…我が国の住宅の電力線の特徴を考慮して定めたものである」としている（同ページ）。

(4) 情報通信審議会の一部答申（乙第4号証）

この研究会報告書を踏まえた上で、総務大臣の諮問機関である情報通信審議会情報通信技術分科会（昭和63年9月26日付け諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」を受け、無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を審議してきた組織）は、平成18年1月23日に「高速電力線搬送通信設備に係る許容値及び測定法」についても審議を開始することとした。情報通信技術分科会では、下部委員会であるCISPR委員会において、同年2月13日から検討が行われた。CISPR委員会及びPLCの技術的条件について検討を行った小委員会である高速電力線搬送通信設備小委員会にも、高速電力線搬送通信に関する研究会同様、社団法人日本アマチュア無線連盟からの構成員も参加（CISPR委員会には、オブザーバとして参加。）しており、同年4月18日に開催された関係者からのヒアリングの際にも、アマチュア無線局免許人、大学教授等有識者が意見の聴取を受けている。その後、CISPR委員会は、6月5日まで検討を行った上で報告を取りまとめ、情報通信審議会に提出した。これを受けて、情報通信審議会は、6月29日に「高速電力線搬送通信設備に係る許容値及び測定法」についてPLC設備が満たすべき技術的条件等に関する一部答申（乙第4号証）を取りまとめた。

一部答申においては、①非通信時の許容値は、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする、②通信時における利用周波数帯の許容値は、高速電力線搬送通信設備（注・当時は、本件PLCを「高速電力線搬送通信設備」と称していた。）により漏えいする電波の強度が離隔距離において周囲雑音レベル程度以下となるようにする、③通信時の非利用周波数帯の許容値は、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする等許容値設定の基本方針及び具体的なPLC設備の電磁妨害波に関する許容値が示された。その許容値により、本件PLCにより「漏えいする電波の強度は、…様々な環境において周囲雑音レベル以下になると考えられる。」とされた（乙第4号証参考資料3の98ページ）。

なお、CISPR委員会の審議の結果、「高速電力線搬送通信に関する研究会報告書」に記載されていた許容値案の見直しが必要な点については、修正が行われている（乙第4号証20ページ）。

(5) 総務大臣の省令改正案

総務大臣は、情報通信審議会により示されたPLC設備の型式指定に係る技術的条件を制度化するため、電波法施行規則の一部を改正する省令案等を策定した。

そして、この省令案（本件省令改正）等については、行政手続法第39条第1項の規定に基づく意見公募手続に付した。すなわち、本件省令改正等については、本件省令案等の新旧対照表等により、題名及び根拠法令条項を明示して（同法第39条第2項）、平成18年7月12日から同年8月11日までの間



(同法第39条第3項)、本件省令の改正案等及び関連資料を、電子政府の総合窓口の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、総務省における連絡先窓口において閲覧に供して意見公募を行った(同法第45条第1項・乙第6号証)。また、総務省ホームページの「報道資料」欄に掲載して、周知に努めた(同法第41条)。

総務大臣は、提出された44件の意見を十分に考慮した上で(同法第42条)、この省令案については修正の必要無しと判断した。

総務大臣は、以上の手続を行った上で本件省令改正等を行い、同年10月4日、本件改正省令等を公布した。併せて、同日、題名、公示の日及び提出意見の概要に意見を考慮した結果を付して、電子政府の総合窓口の「パブリックコメント」欄に掲載して公示した(同法第43条第1項、第45条第1項)。また、提出意見の全文については、制定機関の事務所である総務省総合通信基盤局電波環境課に備え付け、閲覧に供した(同法第43条第2項・乙第7号証)。

総務大臣は、意見公募の結果を踏まえ、10月4日に省令を改正した(乙第3号証)。

#### 5 漏えいする電波の強度が周囲雑音レベル以下と考えられること

本件省令改正後の施行規則第46条の2第1項第5号(2)(-)で規定する「通信状態における伝導妨害波の電流」の許容値を採用し、屋内でのみ使用することで、本件PLCにより漏えいする電波の強度は、様々な環境において周囲雑音レベル以下になると考えられる。

要するに、本件PLCの導入を可能にするための本件省令改正等は、高速電力線搬送通信に関する研究会報告書を踏まえた情報通信審議会の一部答申において、本件PLCにより漏えいする電波の強度が、様々な環境において周囲雑音レベル以下になると考えられる許容値を採用したもので、本件PLCにより漏えいする電波の強度は周囲雑音レベル以下となると考えられるものである。

したがって、その内容は合理的であり、本件PLCに対する型式指定によっては、申立人らに重大な電波妨害が生ずるおそれはないと考えられる。

そのことは、本件省令改正等は、前記4(3)のとおり、アマチュア無線局免許人らの意見も反映していることからもうかがい知ることができる。

#### 6 本件PLCに関する型式指定の適法性

本件PLC型式指定にかかる高周波利用設備は、電波法第100条第1項第1号かつこ書きに規定する総務省令である施行規則第44条第1項第1号(1)に規定する設備であり、電波法第100条第1項に規定する総務大臣の設置許可は必要ない。また、施行規則第44条第2項第2号に規定する広帯域電力線搬送通信設備である。

本件型式指定の申請は、電波法施行規則第46条第2項の規定による平成14年総務省告示第544号(高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式を定める件)において規定する様式に、第1項第5号に規定する各項目を記載した申請書が申請者から提出された。総務大臣は、当該申請書に対し、同規則第46条の2第1項第5号に規定する条件に適合していることの審査を行い、適合

していると認め、当該申請に係る設備の型式について指定を行った。さらに、同条第2項に規定する申請者への通知及び告示を行った。

このように、総務大臣は、本件PLCについては、いずれも、法令で定める手続に則り、法令に定める条件に適合していると認められたことから、型式の指定を行ったものであるから、適法である。

なお、この点については、おって、詳述する。

なお、申立人らは、上記の個別具体的な型式指定についての違法性、不当性についての主張をしていないが、もしこの点についても主張すべきことがあれば、早急に主張されたい。